

令和5年度の検証委員会であげられた課題と検証方針

令和5年度の検証委員会では、古賀市まちづくり基本条例にて「まちづくりの基本的事項」として定めている、情報共有（第9条）、市民参画（第10条）、共働（第11条）、コミュニティ活動（第12条）について下記の情報を提供。

しかし、これらの情報で検証を行うには、課題があげられた。

分野	内容	提供情報
情報共有	情報発信の状況	自治会の情報発信状況
市民参画	行政の政策に対する市民参画の実施状況	パブリックコメント・附属機関の会議実績
	公募による委員等の選任状況	附属機関の市民公募状況
共働	市民等と行政との共働事業	委託、補助など内容別の市と市民等との共働状況
コミュニティ活動	自治会、校区コミュニティ、市民活動団体の概要	左記の概要
	つながりひろば（市民活動支援センター）における市民活動支援の状況	センター委託内容

【検証に当たっての課題】

- ①アウトプットの提供だけでは、条例を検証するための指標としては乏しい。いくつか事業をピックアップしアウトカムを示してほしい。（特に「市民参画」「共働」「コミュニティ活動」）
（アウトカムの例）
- ・委託事業→委託を行ったことによる成果
 - ・共催事業→事業行って見えてきた課題 など

➡ アウトカムを提供する取組のピックアップ

- ②検証を行うにあたって市民の意見の反映ができない
（市民の意見の反映の方法の一例）

- ・LINEを活用しアンケートを実施することで市民の意見を集めることができるのでは。

➡ 「市民向けワークショップ」と「アンケート」の実施